

【 提出書類及び確認事項等一覧表 】

区 分	提 出 書 類	確 認 事 項
☐ 低未利用土地等 であることの確認	☐ 別記様式①-1 (低未利用土地等確認申請書)	☐ 譲渡した者(売主)が <u>個人</u> であることを確認する。 ☐ 所在地が <u>都市計画区域内</u> であることを確認する。
	☐ 売買契約書の写し	☐ 譲渡日が <u>令和2年7月1日から令和7年12月31日まで</u> の間であることを確認する。 ☐ 売買契約の対価が <u>500万円以内</u> か確認する。
	☐ ①～④のいずれかの書類(※1)	
	☐ ①空き家バンクの登録が確認できる書類	☐ 空き家バンクの登録の際に、市と連携する宅地建物取引業者が更地、空き家又は空き店舗であることを確認していること。 (空き家バンク登録完了通知書の写し、空き家バンク登録内容確認書の写し等)
	☐ ②宅地建物取引業者による広告等	☐ 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
	☐ ③電気、水道又はガスの使用中止日が 確認できる書類 (※2)	☐ 電気・水道・ガスの使用中止日が <u>売買契約よりも1ヶ月以上前</u> であること。
☐ 譲渡後の利用 についての確認	☐ ①別記様式②-1 (宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合) ☐ ②別記様式②-2 (宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合)	☐ ①または②の書類が提出できない場合 ☐ ◆別記様式③ (宅地建物取引業者が <u>譲渡後の利用について確認</u> した場合)
	☐ ④その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類	☐ ①～③の書類が提出できない場合 ◆別記様式①-2 (宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する。) ☐ 2方向以上からの現況写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、 低未利用土地等であることを確認する等
☐ その他の要件 についての確認	☐ 当該土地等に係る登記事項証明書	☐ 売買契約のあった年の1月1日において、 申請のあった土地等の <u>所有期間が5年を超えている</u> ことを確認する。 (相続・贈与で引き継いだ土地建物は、前の所有者の所有期間も引き継ぐものとする) 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無を確認する。 有 ・ 無 上記が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無を確認する。有 ・ 無
	☐ 申請のあった低未利用土地等が租税特別措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域内か否かについての確認をし、 別記様式①-1 にチェックをつける	

(※1) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても、確認可能とする。

(※2) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細等、最終の料金引き落とし日が分かるもの など)